

山口市再エネ設備等導入事業費補助金 Q&A集

太陽光発電設備

Q1. 調査・設計に係る費用は交付対象となるか。

- 整備する設備に係る調査・設計（基本設計・詳細設計等）については、交付対象経費に含まれており、必要最小限度の範囲に限って交付対象となります。他方で、調査・設計（基本設計・詳細設計等）のみを単独で交付対象とすることはできません。
- また、企画設計（設備の設置可否を判断する調査（FS調査やポテンシャル調査等））については、交付対象外となります。

Q2. FIT 制度や FIP 制度は利用できるか。

- 交付金で導入する再エネ発電設備について、国実施要領で FIT の認定や FIP 制度の認定を取得しないこととしているため、余剰電力を含め、FIT 制度や FIP 制度を活用し、売電することはできません。

Q3. 交付金で導入する再エネ発電設備で発電した電力を自己託送することはできるか。

- 交付金で導入する再エネ発電設備で発電した電力については、電気事業法第2条第1項第5号ロに定める 接続供給（自己託送）を行うことはできません。

Q4. PPA での導入は交付対象となるか。

- PPA 事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること及び交付金事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備することが必要です。交付金額相当額がサービス料金から控除されることが確認できる書類として、総括原価内訳表(計算表)を活用いただくことも可能です。
- この場合、地方公共団体においては、①交付金額相当額がサービス料金から控除されるものであること、②法定耐用年数期間の満了まで継続的に使用することが確認できること、を満たす必要があり、PPA 事業者に対する交付金の交付額の算定にあたっては、PPA事業者が設備導入に要した経費を確認して、当該経費に対して交付率を乗じて交付金を交付することとなります。
- PPA 事業者が設備導入に要した経費の確認については、PPA サービス契約に設備導入に要した経費が確認できる条項を入れる、または、PPA サービス契約の締結とは別に、PPA事業者に対し設備導入に要した経費に関する書類の提示を求めて確認するようにしてください。
- なお、PPA 事業者が設備を保有せず、リース事業者等が保有する場合には、原則リース事業者に対して交付金が交付されることとなりますが、上記と同様に、リース事業者に対して設備導入に要した経費に関する書類の提示を求めて、設備導入に要した経費を確認した上で、交付金を交付することとなります。
- ただし、PPA 事業者がリースバック方式による導入をする場合に限っては、申請時にスキーム図（関係者の相関図を示したもの）を明らかにすることに加え、リース事業者及び PPA 事業者が2者で共同申請し、PPA 事業者を代表申請者とする事で PPA 事業者が補助金の間接交付を受けることが可能です。

Q5. リースでの導入は交付対象となるか。

- リースでの導入は交付対象となりますが、以下の点を満たす必要があります。
 - ・リース契約を行う場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。
 - ・リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
 - ・リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

Q6. 屋上防水工事の補助対象範囲に制限はあるか。

- 屋上に太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事については、必要最小限の範囲（鉄骨材（架台支持材）の一定の周囲部分）を交付対象経費として計上してください。
一定の周囲部分の具体的な数値は、工事の内容によって異なりますが、『公共建築数量積算基準』（国土交通省）等を参考とし、架台支持材より最大 50cm までを補助対象としています。

山口市再エネ設備等導入事業費補助金 Q&A集

Q7. 設備を設置するために、建物の建築や基礎工事が必要となりますが、交付対象経費として計上することができるか。

- 建物は、交付対象外です。また、土地造成費や建物の建設工事に係る基礎工事部分や設備の設置等に伴う建築物の躯体等に関する工事も交付対象外となります。
- なお、令和6年3月1日付け 環地域事発第2403011号 改正に伴い、ソーラーカーポートの架台部分について、交付対象としています。

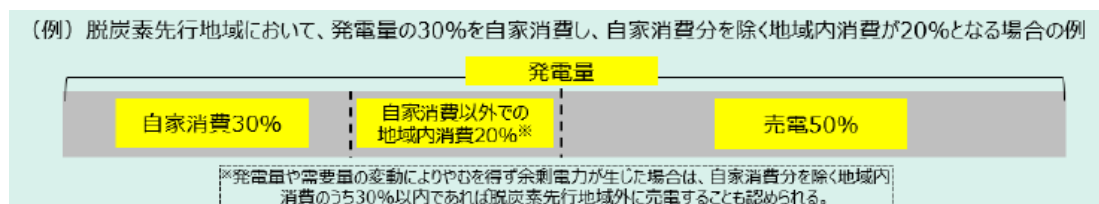
Q8. 国実施要領別紙1（脱炭素先行地域づくり事業）2ア（ア）太陽光発電設備の交付要件i(a) では発電する電力の一定の割合以上を当該需要家が消費することを要件に定めていますが、これはどのように確認すればよいか。

- 例えば、太陽光発電量の計測機器等を導入し、年に一度、計測器等の数値から自家消費率を適切に算定いただき、疑義があるときには、小売電気事業者との需給契約に係る年間の電気料金請求書等・検針票や、毎月の発電電力量の記録等をご活用いただき、状況確認をしていただくこと等が想定されます。
- 自家消費率の簡易な算定方法の例としては、太陽光発電設備における年間総発電量から年間総売電量を引いて算出される値を、年間総発電量で除することなどが考えられます。

$$(\text{自家消費率}(\%)) = ((\text{年間総発電量} - \text{年間総売電量}) \div \text{年間総発電量}) \times 100$$

Q9. 国実施要領別紙1（脱炭素先行地域づくり事業）2ア（ア）太陽光発電設備の交付要件i(a)において、「ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて50%以上を脱炭素先行地域内で消費することとし、当該需要家が消費しない再エネ電力については、(c)に準じること。」とあるが、業務用についても自家消費率30%以上を満たす必要があるか。

- 業務用については、再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を自家消費した上で、自家消費分も含めて50%以上を脱炭素先行地域内で消費する（以下、「地域内消費」という）ことで要件を満たします。また、下図のように自家消費分を除く地域内消費の内、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力が生じた場合には、自家消費分を除く地域内消費の30%以内であれば脱炭素先行地域外に売電することも認められます。（売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の実現のための費用に充てる必要があります）

**Q10. 屋根置き太陽光発電設備について、国実施要領 別紙1（脱炭素先行地域づくり事業）2ア（ア）太陽光発電設備の交付要件i(c)の要件を満たすものとして設置する場合は交付対象となるか。**

- 屋根置き太陽光発電設備について、交付対象とするためには、原則、自家消費を促す観点から国実施要領 別紙1（脱炭素先行地域づくり事業）2ア（ア）太陽光発電設備の交付要件i(a)の要件を満たす必要がありますが、広大な屋根を持つ倉庫など、屋根置き太陽光発電設備を設置した場合の発電量に対して需要量が非常に小さい場合に限り、i(c)の要件を満たすものとして設置した場合も交付対象となります。

Q11. 国実施要領 別紙1（脱炭素先行地域づくり事業）2ア（ア）太陽光発電設備の交付要件i(c)における「発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力（発電量の30%以内）が生じ、脱炭素先行地域内で消費できずに域外に売電」した電力の環境価値について、先行地域内の需要家に提供してよいか。

- 当該要件を満たした上で、域外に売電した電力の環境価値を先行地域内の需要家に提供することは問題ありません。

山口市再エネ設備等導入事業費補助金 Q&A集

Q12. 既に導入している再エネ発電設備（太陽光）のリブレースは交付金の対象になるのか。

- 地域脱炭素推進交付金は、「エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。」を事業要件としています。再エネ発電設備（太陽光）について、リブレースに該当する場合には、CO2削減効果に追加性がある設備導入は交付対象になり得ますが、追加性がないリブレースについては原則、本交付金の交付対象となりません。また、これに加え以下の①～④の要件を満たす必要があります。
 - ①リブレース後に発電容量が増加するなど再エネ導入に追加性があること
 - ②法定耐用年数期間を満了していること
 - ③FIT認定を受けている場所でないこと（卒FITでないこと）
 - ④架台等については、引き続き使用できるかどうかの検討を行うこと
- ただし、既存の太陽光発電設備を撤去せずとも計画している容量の太陽光発電設備を導入することが可能な場合、リブレースに該当しません。

Q13. 太陽光発電設備と蓄電池の導入において、パワーコンディショナーの設置や既存のキュービクル式高圧受電設備の改修も含めて交付対象となるのか。また、既存のキュービクル式高圧受電設備の改修が、太陽光発電設備と蓄電池の両方に起因する場合、どちらに計上すればよいのか。

- 本交付金を活用して太陽光発電設備と蓄電池を導入する場合、それぞれの電力変換を行うパワーコンディショナーは、付帯設備として交付対象となります。また、既存のキュービクル式高圧受電設備の改修は必要最小限度の範囲に限って交付対象となります。
- 既存のキュービクル式高圧受電設備の改修が太陽光パネル発電設備と蓄電池の両方に起因する場合は、適切に按分してください。

Q14. 必要不可欠な付帯工事は、どのような内容が挙げられるか。

- 例えば、太陽光発電設備の場合だとフェンスや柵等の設置や屋上防水工事等が該当します。
- なお、設備の稼働に必ずしも必要でない工事や必要最小限の範囲を超える工事については、交付対象外になる可能性がありますので、ご注意ください。

Q15. 一般的な太陽光発電設備とは異なる迫尾式太陽光発電設備やペロブスカイト太陽電池は交付対象となるか。

- 実証製品でなく、商用化され、販売・導入の実績がある、太陽光発電設備であれば、対象になります。
- なお、ペロブスカイト太陽電池については、一部、初期社会実装段階ではありますが、本交付金は対象外です。

Q16. 太陽光発電設備と蓄電池の両方を1台で制御できるパワーコンディショナー（いわゆるハイブリットパワコン）に係る経費について、他の設備と切り分けられない経費がある場合、合理的な説明がつく按分計算をして、切り分けてよいでしょうか。

- お見込みの通りです。なお、交付対象経費については、関与しない部分まで含めないようにご注意ください。

蓄電池

Q1. 蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備等を導入する上での注意点は。

- 再エネ発電設備との接続や再エネメニューからの電力供給等が必要となります。詳細につきましては、国実施要領をご確認ください。

Q2. 国実施要領 別紙1（脱炭素先行地域づくり事業）2イ（エ）蓄電池のg～l（h(c)及び(d)を除く。）の交付要件について、環境省や資源エネルギー庁で実施している他の補助事業において一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が登録・公表している蓄電システムであることをもって、要件を満たすと判断して差し支えないか。

- 差し支えありません。ただし当該製品が登録されている年度の公募要領の内容をご確認ください。

Q3. 充放電設備について、「原則として再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されている場合に限る」とあるが、再エネ発電設備と充放電設備が別々の受変電設備に接続する場合は、交付対象となり得るか。

- 再エネ発電設備と充放電設備が別々の受変電設備に接続された場合であっても、自営線や構内線を介して繋がっている場合等は、再エネ発電設備で発電した電力が供給されているとして問題ありません。
- 他方、再エネ発電設備と充放電設備の間に系統を介する場合は、トラッキング技術等によって再エネ発電設備で発電した電力が供給されていることが示される場合を除き、交付対象外となります。

山口市再エネ設備等導入事業費補助金 Q&A集

Q4. FIT制度やFIP制度の認定を取得した太陽光発電設備を所有している住宅・事業所に対して、本交付金を活用して、蓄電池を設置することは可能か。

- 国実施要領 別紙 1（脱炭素先行地域づくり事業） 2 イ（エ）蓄電池の場合、交付対象となり得ます。

Q5. 再エネ一体型屋外照明用蓄電池について、支柱部分も交付対象事業費として計上することができるか。

- 再エネ一体型屋外照明用蓄電池については、蓄電池部分の他、設備と一体となっている再エネ発電設備、照明機器、支柱部分の全てを蓄電池部分の付帯設備として交付対象となります。なお、付帯設備として導入する再エネ発電設備、照明機器については、本交付金におけるそれぞれの導入設備の交付要件（太陽光発電設備の場合は国実施要領別紙 1（先行地域づくり事業） 2 ア（ア）など）を満たす必要はありません。